

【産業保安メールマガジン(H26-4-24)】【御連絡】

## 南海トラフ特別措置法施行に伴う 措置:危害予防規程に定める事項について

今回御連絡をさせていただきますのは、昨年 12 月に施行されました南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十二号)に伴う措置の周知でございます。既にご存じの方もおられると思いますが、重ねての周知となります。

南海トラフ特別措置法に基づき、当省の一部法令についても一部改正を行っております。対象法令は、**一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則、液化石油ガス保安規則、冷凍保安規則及び火薬類取締法施行規則**になります。

今回の南海トラフ特別措置法及び同法律に基づく当省法令の一部改正により、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域内にある製造所等を管理している者にあつては、次の2つの事項について、9月末までに危害予防規程に定め、火薬類取締法施行規則においては火薬類取締法第二十八条第一項の規定による許可の申請を、高圧ガス保安の各規則においては高圧ガス保安法第二十六条第一項の規定による届出をする義務が生じます。これは、各法令の中で、南海トラフ地震防災対策推進地域が指定された後六月内に次の2つの事項を危害予防規程に定めることを求めており、南海トラフ地震防災対策推進地域の指定が本年 3 月 28 日にされたことに伴うものです(参考 1)。

○南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。

○南海トラフ地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。

なお、当該製造所等が東南海・南海地震防災対策推進地域に入っている場合であつて、各法令に定めるとおり上記 2 つの事項を含む危害予防規程を定めている場合には、製造所等を管理している者が、改めて認可の申請や届出といった作業をすることを求めていません(参考 2)。あくまで、東南海・南海地震防災対策推進地域に入っておらず南海トラフ地震防災対策推進地域に入っている場合が対象となります。もちろん、今回の南海トラフ地震対策推進地域の指定を踏まえ、危害予防規程の内容を更新する場合には、通常の手続き通り、認可又は届出が必要となります。

関係者の方におかれましては、本件について御認識いただきまして、各法令の適切な法執行をよろしくお願いいたします。

(参考 1)南海トラフ地震防災対策推進地域について

南海トラフ地震防災対策推進地域は 3 月 28 日に中央防災会議において審議し、内閣総理大臣が指定。

■南海トラフ地震防災対策推進地域

<http://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html>

■東海・東南海地震防災対策推進地域

[http://www.bousai.go.jp/jishin/tonankai\\_nankai/index.html](http://www.bousai.go.jp/jishin/tonankai_nankai/index.html)

(参考 2)経過措置について

○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 平成 14 年 7 月 26 日  
法律第 92 号

附 則 (平成二五年十一月二十九日法律第八七号) 抄

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前の東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下この条において「旧法」という。)第六条第一項又は第二項の規定により定められた推進計画及び旧法第七条第一項又は第二項の規定により作成された対策計画(旧法第八条第一項の規定により対策計画とみなされるものを含む。)は、この法律による改正後の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下この条において「新法」という。)第五条第一項各号に掲げる事項及び新法第七条第四項に規定する事項について定めた部分については、新法第五条第一項又は第二項の規定により定められた推進計画及び新法第七条第一項又は第二項の規定により作成された対策計画(新法第八条第一項の規定により対策計画とみなされるものを含む。)とみなす。

(問い合わせ)

・一般高圧ガス保安規則について

高圧ガス保安室

高圧ガス保安担当補佐:遠藤 秀雄(endo-hideo@meti.go.jp)

高圧ガス保安一係長:内藤 貴浩(naito-takahiro@meti.go.jp)

Tel:03-3501-1706

・コンビナート等保安規則について

高圧ガス保安室 コンビナート保安担当補佐:月舘 実

(tsukidate-minoru@meti.go.jp)

コンビナート保安係長:井口 奈津恵(iguchi-natsue@meti.go.jp)

高圧ガス保安二係長:橋本 千晃(hashimoto-chiaki@meti.go.jp)

Tel:03-3501-1706

・液化石油ガス保安規則、冷凍保安規則について

高圧ガス保安室 事故分析・対策担当補佐:小田 宏行

(oda-hiroyuki@meti.go.jp)

高圧ガス検査専門職:宮本 卓(miyamoto-takashi@meti.go.jp)